

セリオ事業規則

(目的)

第1条 いわて生活協同組合（以下「生協」という）は、生協の定款に定める「葬祭事業」を行うために、この「セリオ事業規則」を定めます。

(事業の名称)

第2条 この規則により実施する事業の名称を、「セリオ」とします。

(事業の内容)

第3条 セリオは、次の事業を行います。

- (1) 葬儀の施行並びに手配
 - (2) 法要の施行並びに手配
 - (3) 各種用品（喪服・テントなど）のレンタル並びに手配
 - (4) 墓石・仏壇などの供給並びに手配
 - (5) 花環・造花及び生花等の供給並びに手配
 - (6) 霊柩車による遺体搬送、バス運行並びに手配
 - (7) 通夜会館の貸し出し、管理
 - (8) 仏事のしきたりや葬祭の知識等の相談業務並びに組合員との学習啓蒙活動。
- (6) 前各号に付帯する事業。

(利用者の範囲)

第4条 セリオの利用者は、生協の「組合員」とします。

尚、定款第67条により「組合員と同一の世帯に属する者」は、セリオを利用できます。

(事業内容の提示)

第5条 生協は、セリオ利用希望者へ事業の内容および契約にかかる重要な事項を提示します。

(利用の申し込み)

第6条 セリオを申し込む場合は、「生協が指定した必要書類」を提出します。

(利用代金の支払い)

第7条 セリオの利用代金は、支払期限日までに支払うことを原則とします。

(セリオ利用者の通知義務)

第8条 セリオ利用者は、セリオ利用継続期間中に次に掲げる事項について変更がある場合は、遅滞なく生協に届け出なければなりません。尚、この届出を怠った場合に生じる損害については生協は責任を負わないものとします。

- ①利用者の氏名、住所、電話番号
- ②生協に登録した口座に関する事項

(積立会員制度の実施)

第9条 生協は、組合員からの「万が一の不時の出費に備えたい」との要望に応え、セリオ利用を目的とした積立会員制度をもうけます。(以下「セリオ積立」といいます。)

(セリオ積立の申込み)

第10条 セリオ積立は、生協が指定する「セリオ積立申込書」を提出し申込みします。

- 2 生協は、セリオ積立の申込み内容を確認し「セリオ積立加入者証」を発行します。
- 3 「セリオ積立加入者証」は、セリオ積立金の残高が0円(積立会員資格喪失)となる場合生協へ返却します。

(セリオ積立の限度額)

第11条 セリオ積立は、1,000円単位とし、組合員1人当たりのセリオ積立限度額を180万円とします。

- 2 セリオ積立には、利息は付きません。

(セリオ積立の積立方法)

第12条 セリオ積立は、月払いまたは半年払い、一時払いのいずれかを選択し、預金口座からの振替とします。

但し、一時払いに限り、生協指定の振込用紙にて直接金融機関からの振込みも選択できます。

- 2 セリオ積立は、振替する預金口座を登録し、その口座から毎月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替します。

尚、預金口座の登録は、1組合員あたり1口座となっていますので既に口座を登録している場合は、あらたな口座登録は必要ありません。

- 3 セリオ積立の毎月の積立額及び登録した口座を変更する場合は、生協に連絡します。

尚、毎月15日までに変更手続きを完了したものが、翌月5日の口座振替分から変更となります。

(セリオ積立残高の通知)

第13条 生協は、セリオ積立者に対し事業年度毎に年1回積立残高を通知します。

- 2 上記の通知を発送後15日以内にセリオ積立者より異議等の申し出が無い場合は、残高の確認がされたものとします。

(セリオ積立の利用代金への充当)

第14条 セリオ積立は、セリオの全ての利用代金に充当することができます。

- 2 セリオの利用代金へ充当する場合は、生協へ連絡し手続きします。

- 3 生協は、前項の申し出がある場合、利用代金からセリオ積立充当額を差し引いた利用代金の残金を請求します。

尚、利用代金へ充当後にセリオ積立残高がある場合は、解約申込みがあるまでそのままセリオ積立として継続します。

(セリオ積立の解約申込)

- 第15条 前条にかかわらず災害・事故・入院・失業により「生活が困窮するやむを得ない事由」がある場合は、セリオ積立を解約することができます。
- 2 解約の手続きは、セリオ積立者又は相続人、法定代理人に限ります。
尚、相続の遺産分割協議等に時間を要す場合は、相続人の代表者を決め、所定の証明書を生協へ提出します。
 - 3 セリオ積立の残高がなくなり引き続きセリオ積立を行う意思がない場合及びセリオ積立者が死亡等により組合員資格を喪失した場合は、「セリオ積立加入者証」を添えて解約の手続きを行います。

(セリオ積立の支払い)

- 第16条 前条によるセリオ積立の解約金は、毎月15日を解約申し込み日とし、翌月15日に指定口座へ振込みします。
- 2 生協は、セリオを含めた生協利用代金等について、まだ支払いを受けていないものがある場合は、セリオ積立を充当することができるものとします。

(セリオ積立による権利義務の承継)

- 第17条 セリオ積立契約による権利義務は、他人に譲り渡すことはできません。
- 2 セリオ積立者が死亡した場合は、死亡日を持って法定脱退が成立しますので「組合員たる地位の承継(受け継ぎ)」はできません。
 - 3 セリオ利用代金などセリオ積立者の債務がある場合は、相続人が受け継ぎ債務の支払いをすることになります。

(解釈上の疑義)

- 第18条 この規則に関する解釈上の疑義は、葬祭事業部長が起案し常勤理事会で協議の上決定します。

(改廃)

- 第19条 この規則の改廃は、葬祭事業部長が起案し、常務理事会で決定します。

(付則)

- 第20条 この規則は、1993年 6月 1日から施行します。
この規則は、2007年 9月 3日一部改訂し施行します。
この規則は 2010年 7月 5日一部改訂し施行します。
この規則は 2018年 2月 7日一部改訂し施行します。